第 16 講　明治維新と立憲国家の成立

PART6 立憲国家の成立

Chapter 1　憲法制定の経過と内閣制度の成立

目標　なぜ大日本帝国憲法をドイツ流としたのだろう？
当時の内閣総理大臣について知ろう。

1　憲法制定の経過

1880 年　岩倉具視らが元老院の『日本国憲按』を廃案とする
※日本の国体に合わないと判断。この前後，民間で私擬憲法が盛んに作られる。

1882 年　〔1　　　　　　〕が憲法調査のためヨーロッパへ出発
※ドイツ流憲法理論をベルリン大学の**グナイスト**，
ウィーン大学の〔2　　　　　　〕らに学ぶ。

1883 年　岩倉具視の死にともない伊藤博文が帰国

1884 年　制度取調局を宮中に設置（初代局長伊藤博文）
華族令の制定→井上毅が起草
※従来の華族に国家に功績のあった者を加えて「皇室の藩屏」とし，
将来の貴族院の土台を作った。**公・侯・伯・子・男**の５爵位。
皇室財産を規定→皇室の地位を経済的に強化

伊藤博文

2　内閣制度の成立と藩閥政府の継続

1885年　**内閣制度**の創設→首相は「同輩中の首席」

　　※総理大臣　伊藤博文（長州）　内務大臣　山県有朋（長州）

　　外務大臣　井上　馨（長州）　大蔵大臣　松方正義（薩摩）

　　陸軍大臣　大山　巌（薩摩）　海軍大臣　西郷従道（薩摩）

　　司法大臣　山田顕義（長州）　**文部大臣　森　有礼（薩摩）**

　　逓信大臣　榎本武揚（幕臣）　農商務大臣　谷　干城（土佐）

　　※宮中事務にあたる宮内省（初代宮内大臣＝伊藤博文首相が兼任）は

　　２代目以降完全に内閣の外に置き，天皇に政治責任が及ばないようにした。

　　※**宮中・府中の別**を明確にするため，さらに内大臣府を設置。

　　三条実美が〔3　　　　　　〕となり，

　　天皇を常侍輔弼し天皇御璽・日本国璽の保管にあたった。

1886年～憲法の起草

　　※〔4　　　　　　〕・**井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎**らが，

　　ドイツ人顧問〔5　　　　　　〕らの助言を得て非公開で進めた。

1888年　**市制・町村制**の公布（山県有朋内相，ドイツ人顧問**モッセ**の助言）

　　※人口２万5000人以上の都市が市とされる。

　　〔6　　　　　　〕の設置（初代議長伊藤博文）

　　※**天皇の最高諮問機関**で「欽定憲法の番人」。

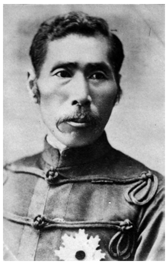
山県有朋

1889年　**大日本帝国憲法〔明治憲法〕**の発布

　　※アジア初の近代的立憲国家となる。

　　〔7　　　　　　〕の制定

　　※皇位継承・摂政の制などについて定めたが，「臣民の干渉する所に非ざるなり」

　　という理由で公布されず，議会の修正も許さなかった。

　　議院法・衆議院議員選挙法・貴族院令の公布

1890年　**府県制・郡制**の公布

　　※地方議会では財産による制限選挙が行われたので，

　　地方名望家と呼ばれる寄生地主や有産者が実権を握った。

まとめ　立憲君主の下で内閣が主導権を握るため，ドイツ流の憲法が採用された。
戦前の内閣総理大臣は「同輩中の首席」にすぎなかった。

Chapter 2　大日本帝国憲法と近代諸法の制定

目標
大日本帝国憲法の特色について知ろう。
近代六法に共通する特色を知ろう。

1　大日本帝国憲法

〔1　　　　　　　　　　〕**〔明治憲法〕**は，**黒田清隆内閣**の下で
1889年2月11日（**紀元節**＝紀元前660年に初代神武天皇が即位した日）に官報で公布。

①君主が制定する〔2　　　　〕**憲法**
②**プロイセン〔ドイツ〕憲法を模範**とする
③**天皇主権〔主権在君〕**
④天皇は神聖不可侵で**統治権を総攬**する国家元首→ただしあくまでも立憲君主
⑤天皇は議会の関与できない広範な**天皇大権**を行使
⑥**陸海軍の**〔3　　　　〕（臣民には兵役の義務）が内閣から**独立**して存在
⑦**臣民の人権を法律により制限**（法律の留保）
⑧立法機関の**帝国議会**は天皇の協賛機関→**衆議院**と**貴族院**の二院制で両院は対等
⑨行政機関の**内閣**については規定なし
⑩**国務大臣は個々に天皇を輔弼**し天皇に対してのみ責任を負う
⑪司法機関として〔4　　　　〕が存在→天皇の名の下に裁判を行う
⑫天皇の最高諮問機関として〔5　　　　〕が存在
⑬**中央集権体制**→府知事・県令は原則として内務省が派遣
⑭憲法改正は天皇が勅命をもって発議→**硬性憲法**

明治天皇

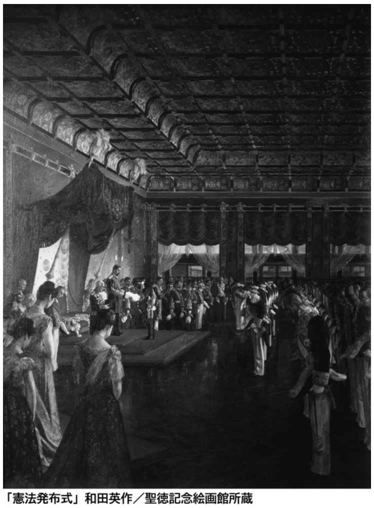
「憲法発布式」和田英作／聖徳記念絵画館所蔵
大日本帝国憲法発布

2　諸法典の編纂（近代六法の制定）

1870 年　新律綱領の公布

※明・清の律をもとに養老律や御定書百箇条を加味。

1873 年　改定律例の公布

※司法卿江藤新平らがフランス刑法も一部参考に起草。罰金・懲役・死刑を採用。

1880 年　**刑法**・治罪法（のち刑事訴訟法）の公布→フランス人顧問**ボアソナード**

※罪刑法定主義を初めて明文化，大逆罪・不敬罪・内乱罪・姦通罪を規定。

1889 年　大日本帝国憲法〔明治憲法〕の公布

1890 年　**刑事訴訟法・民事訴訟法**の公布

〔6　　　　〕（フランス法系）の公布→ボアソナードら

※**民法典論争**

（**穂積八束**“民法出でて忠孝亡ぶ”vs **梅謙次郎**“家長権は封建の遺物”）

が起こる。

商法の公布→ドイツ人顧問ロエスレル

※日本の商習慣に合わず商法典論争が起こる。

1892 年　修正を前提に民法・商法の施行延期が決定

1893 年　法典調査会の設置

※総裁伊藤博文，起草委員梅謙次郎・穂積陳重ら。

1896 年　修正民法〔明治民法〕（ドイツ法系）の公布開始

※**穂積陳重**らが大幅に修正。

戸主権が強い家父長制的〔7　　　〕**制度**が残存，

極端な**男尊女卑**。

ボアソナード

まとめ

大日本帝国憲法は天皇主権の欽定憲法であった。

近代六法は西洋（特にドイツ）の影響を受けて制定された。

第16講　PART6　確認問題

1　憲法調査のためヨーロッパに渡った伊藤博文に教授したウィーン大学教授はだれか。

①　シュタイン　②　ロエスレル
③　ボアソナード　④　グナイスト

2　1885年の内閣制度創設時，森有礼が就任したのはどれか。

①　逓信大臣　②　司法大臣
③　内務大臣　④　文部大臣

3　1885年の内閣制度創設時，外務大臣に就任したのはだれか。

①　井上馨　②　松方正義
③　伊藤博文　④　大山巌

4　市制・町村制を助言したドイツ人顧問はだれか。

①　ロッシュ　②　モッセ
③　シュタイン　④　ブリューナ

5　大日本帝国憲法の内容に**あてはまらないの**はどれか。

①　欽定憲法　②　中央集権体制
③　軟性憲法　④　天皇大権

6 大日本帝国憲法下における，天皇の最高諮問機関はどれか。

① 元老　② 枢密院
③ 大審院　④ 元老院

7 刑法を起草したのはだれか。

① モッセ　② ケプロン
③ パークス　④ ボアソナード

8 大日本帝国憲法公布後に公布されたのはどれか。

① 刑法　② 商法
③ 改定律例　④ 新律綱領

第 16 講　PART6　確認問題 解答

1 解答：①　②の**ロエスレル**は憲法草案づくりに助言し，商法を起草したドイツ人顧問。③のボアソナードは刑法・民法などを起草したフランス人顧問。④の**グナイスト**はベルリン大学の教授。

2 解答：④　①の逓信大臣には**榎本武揚**，②の司法大臣には山田顕義，③の内務大臣には**山県有朋**が就任した。

3 解答：①　②の**松方正義**は大蔵大臣，③の**伊藤博文**は総理大臣，④大山巌は陸軍大臣。

4 解答：②　①のロッシュは徳川慶喜が将軍のときのフランス公使。③の**シュタイン**はウィーン大学の教授。④のブリューナは富岡製糸場を指導したフランス人。

5 解答：③　大日本帝国憲法〔明治憲法〕は，憲法改正を天皇が勅命をもって発議する**硬性憲法**。

6 解答：②　③の**大審院**は，天皇の名の下に裁判を行う司法機関で，現在の最高裁判所にあたる。

7 解答：④　①の**モッセ**は市制・町村制を助言したドイツ人顧問。②のケプロンは，北海道開拓のときに招かれた顧問。③の**パークス**は江戸時代に薩摩藩・長州藩に接近したイギリス公使。

8 解答：②　大日本帝国憲法が公布されたのは 1889 年で，商法は 1890 年に発布された。①の刑法は 1880 年，③の改定律例は 1873 年，④の新律綱領は 1870 年に公布された。